

目次

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する
法律に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き
(Ver. 1.2)

平成25年7月

環境省
経済産業省

1. はじめに	1
1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要	1
1.2 本手引きの位置付け	4
2. 再資源化事業計画の認定の申請	5
2.1 認定の申請の流れ	5
2.2 認定の基準	6
2.3 認定の申請	18
2.4 その他（認定証、事務代行、登免税）	28
3. 再資源化事業計画の変更の認定の申請	30
3.1 変更の認定に係る該当事案	30
3.2 変更の認定の申請	30
4. 再資源化事業計画の軽微な変更の届出等	32
4.1 軽微な変更の届出に係る該当事案	32
4.2 軽微な変更の届出	32
4.3 氏名等の変更の届出	32
5. 再資源化事業計画の認定の取り消し	34
5.1 認定の取り消し	34
5.2 その他	34
6. 再資源化事業の廃止の届出	35
7. 報告書の提出	36
7.1 報告書の内容	36
7.2 その他	36
8. 認定後に適用を受ける規定	37
8.1 表示	37
8.2 備え付け	37
8.3 引き取り義務	38
8.4 報告徴収、立入検査について	39
8.5 廃棄物処理法について	39
9. その他	42
9.1 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例	42
9.2 財政投融資	42
9.3 その他	42

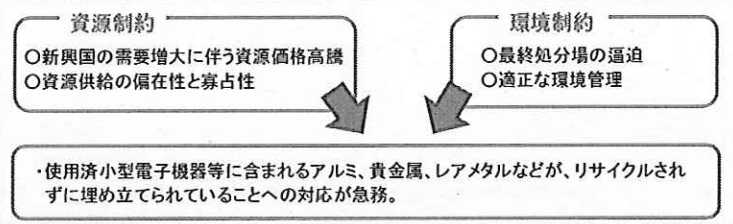
1. はじめに

1.1 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の概要

使用済小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村における現状の処分においては、鉄やアルミニウム等一部の金属のみ回収され、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されています。この状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月10日に公布されました（図1.1）。

本法における使用済小型電子機器等の再資源化に関わる者の役割分担は、図1.2に示す通りです。

法制定の背景



法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法律の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表
- (内容) 再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

図1.1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の背景、目的及び内容

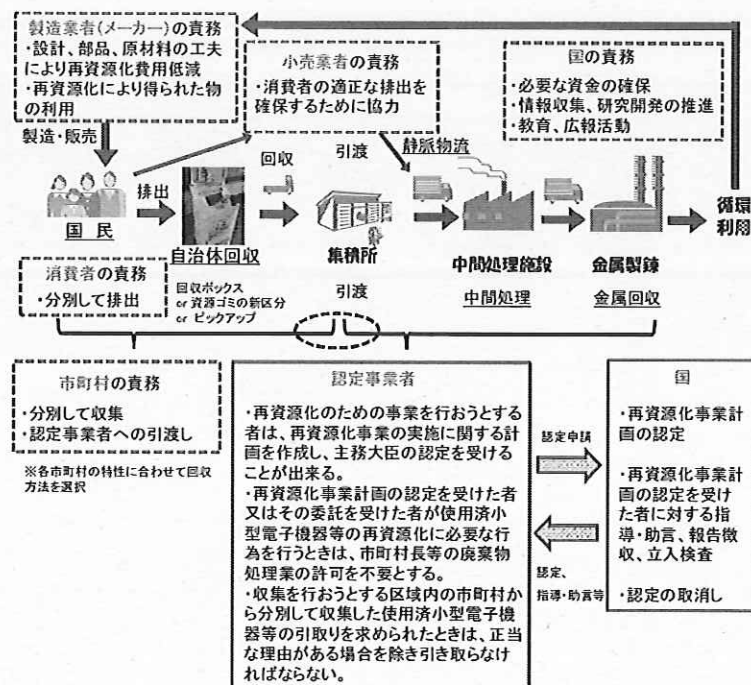


図1. 2 使用済小型電子機器等の再資源化に関わる者とその役割分担

1. 2 本手引きの位置付け

本法の申請のために必要な手続きや、認定後に適用を受ける規定等については、法並びにそれに基づく使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の関係規定に基づいて行われることになります。

本手引きでは、これらの規定の内容を具体的に解説することにより、申請手続きの円滑化を図ることを目的としています。

2. 再資源化事業計画の認定の申請

2.1 認定の申請の流れ

(1) 申請書類の提出・事前相談

申請しようとする者は、本手引きを確認し、認定基準を理解し、申請書類を整えた上で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室又は経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課にご提出ください。申請書類に不備がない場合は受理し、審査を開始します。

審査では、申請内容の認定基準への適合や行政処分の有無等の確認を行います。必要に応じて現地調査による確認も行います。

申請書類の作成にあたって、不明な点等がある場合には、上記申請先に事前に相談を行うことができます。

(2) 標準処理期間

新規申請の認定に係る標準処理期間は3ヶ月です。審査の進捗等に係るご連絡はいたしませんので、環境省又は経済産業省からの連絡をお待ちください。なお、この期間は申請書類の受理から認定日までの期間（申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は除く。）になります。

2.2 認定の基準

主務大臣は、申請された再資源化事業計画が、以下の（１）～（５）の全ての基準に適合すると認めるときに、その認定をすることとなります。

(1) 再資源化事業の内容の基準

【参照条文】法第10条第3項第1号

再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

【参照条文】施行規則第4条

法第10条第3項第1号の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 使用済小型電子機器等の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであること。
- 2 使用済小型電子機器等から密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池（電気量が234キロクーロン以下のものに限る。）、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用を除く。）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「密閉形蓄電池等」という。）を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該密閉形蓄電池等の処理を自ら行うか、又は当該処理を業として行うことができる者に当該密閉形蓄電池等を引き渡すこと。
- 3 使用済小型電子機器等からフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら又は他人に委託して適正に行うこと。
- 4 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを高度に分別して回収し、当該回収により得られた物（以下「回収物」という。）に含まれる次に掲げる資源の再資源化、熱回収（回収物の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。）又は安定化（以下「再資源化等」という。）を自ら行うか、又は当該再資源化等を業として行うことができる者に当該回収物を引き渡すこと。

イ 鉄

ロ アルミニウム

ハ 銅

ニ 金

ホ 銀

ヘ 白金

ト パラジウム

チ セレン
リ テルル
ヌ 鉛
ル ビスマス
ヲ アンチモン
ワ 亜鉛
カ カドミウム
ヨ 水銀
タ プラスチック

- 5 個人情報記録されている使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。
- 6 再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあつては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。
- 7 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合にあつては、当該使用済小型電子機器等が適正に動作することを確認すること等を行うことにより、再使用を適正に行うこと。
- 8 再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

【補足説明】

- 1における「一連の行程が明らかである」とは、収集運搬を行う者、破碎、選別等の処理を行う者、処理後残渣の引渡し先、得られた資源の売却先等、一連のフローに係る者とその実施内容が明確であることです。
- 2の密閉形蓄電池等の回収については、構造上取り外しが困難な製品も想定されるため、「技術的かつ経済的に可能な範囲で回収」としています。
- 3のフロン類の回収については、オゾン層保護対策として回収の必要性があり、また実務上対応が可能であるという考えに基づき、2と同様に、「技術的かつ経済的に可能な範囲で回収」としています。申請者またはその委託先事業者においてフロン類の回収が困難である場合には、適切に回収できる者に引き渡すことが求められます。フロン類が使用されている品目としては、除湿機があります。
- 4における「高度に分別」とは、破碎、選別等によって得られた回収物が、鉄系回収物であれば電気炉等の製鉄事業者、アルミニウム系回収物であればアルミニウム精錬事業者、銅、金、銀、白金、パラジウム系回収物であれば非鉄金属製錬事業者に売却が可能となるレベルまで、分離が可能であることです。汎用的であり、売却が可能であれば、破碎、選別によって得られた回収物が合金であっても構いません。また、プラスチックについては、再資源化又は熱回収を実施することが可能となるレベルまで、

分離が可能であることをいいます。

- 4において、再資源化、熱回収又は安定化を行うべき資源として、イからタまで資源の種類を掲げていますが、使用済小型電子機器等に必ずこれらの資源が含まれているというものではありませんので、必ず再資源化等を行わなければならないというものではありません。しかし、これらの資源が含まれている場合には、必ず再資源化等が適正に実施されることが必要になります。これらの資源が含まれている場合に適正な再資源化等が実施できるような、資源の売却先を確保する必要があります。
- 5における「必要な措置」とは、以下の事項を求めています。
 - ・ 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータについて、盗難を防止するため、効果的なセキュリティ機能を備えた場所に保管し、監視カメラの設置や24時間体制の警備システム等により、保管場所、作業場所への適切な入室管理を行うとともに、再使用を行う場合を除き、個人情報が含まれると思われる部品については、物理的な破壊を行うこと。
 - ・ 回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行うこと。
 - ・ 回収ボックスを設置し消費者から使用済小型電子機器等を直接回収する場合には、ボックスに鍵を設置するなど、盗難防止対策を講じること。
- 6における「業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確」とは、委託先が行う業務の範囲及び申請者との委託関係が明確であることを求めています。また、「必要な措置」とは、委託先に処理作業手順書を周知すること等により、委託先が再資源化事業計画に則った適正な処理を行えるよう、指導・監督することを求めています。
- 7における「再使用を適正に行うこと」とは、以下の事項を求めています。
 - ・ 携帯電話端末、PHS 端末及びパーソナルコンピュータの再使用を行う場合にあつては、当該機器等の排出者から再使用を行うことについて同意が得られていること。
 - ・ 通電検査の実施による動作確認や、大きな破損や傷、汚れがないことの確認を、使用済小型電子機器等の売却（小売若しくは転売）までに行うこと。
 - ・ 当該使用済小型電子機器等が次の消費者に渡る前のいずれかの段階で、専用ソフト等を用いて、確実に個人情報に係るデータを削除すること。
 - ・ 古物営業法、薬事法、電波法等、他の法令の規制対象となる場合は、当該法令を遵守すること。また、ソフトウェアによっては中古パソコンでの継続使用を許諾していない場合もあることから、継続使用できないものはソフトウェアを削除すること。
- 再使用を行う予定であった使用済小型電子機器等が、適正に動作しなかった等により再使用できなかった場合には、再資源化事業計画に従って再資源化することとなります。
- 8における「必要な措置」とは、以下の事項を求めています。
 - ・ 法第13条第4項において適用される廃棄物処理法第7条第15項及び同法第14条第17項の規定による帳簿の備付けや後述する7.の報告書の提出が可能となるよう、以下の措置を講じること。
 - 電子物流管理システムの活用や産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により使用済小型電子機器等の流れを申請者が統括して把握できるようにするこ

と。

- ▶ 使用済小型電子機器等の破碎、選別その他の工程に投入した量と、それにより得られた回収物の量（プロセスのマテリアルバランス）が把握できるようにすること。
- 委託先が別途本制度の認定事業者である場合や、申請者が別途他の認定事業者から委託を受けている場合にあっては、当該申請に係る使用済小型電子機器等と、別途認定を受けた認定計画に基づく使用済小型電子機器等のそれぞれについて、上記の管理が可能となるようにすること。

（２）使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の基準

【参照条文】法第 10 条第 3 項第 2 号

前項第 4 号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【参照条文】施行規則第 5 条

法第 10 条第 3 項第 2 号の主務省令で定める基準は、同条第 2 項第 4 号に掲げる区域が、次に掲げるいずれかの区域（第 3 号に掲げる区域にあっては、当該区域の人口密度が 1 平方キロメートルあたり千人未満であるものに限る。）の全域から構成されていることとする。

- 1 北海道、北海道及び青森県又は北海道、青森県及び秋田県若しくは岩手県
- 2 沖縄県、沖縄県及び鹿児島県又は沖縄県、鹿児島県及び熊本県若しくは宮崎県
- 3 三以上の隣接する都府県（沖縄県を除く。）

【補足説明】

＜基本的な考え方＞

- 使用済小型電子機器等の再資源化にあたっては、広域的で効率的な収集をすることで採算性を確保した再資源化が可能となると考えられることから、主務大臣の認定を受けた場合には廃棄物処理業の許可を不要とする認定制度が創設されました。この趣旨に鑑み、使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の基準（広域の基準）を定めています。
- 区域の基準は採算性及び公平性の観点から 2 つの基準を定めています。

＜採算性の観点からの基準：都道府県数の下限値＞

- 採算性の観点からは、回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする区域の下限値を設定しています。
- 区域の基準を決定する指標として「都道府県数」を採りあげ、都道府県数を変更した場合の採算性の变化を試算した結果を参考に、広域化による採算性向上の効果が一定程度見込める水準として、「3 以上の都府県の全域」を都道府県数に関する区域の基準としています。地理的条件を勘案した例外規定として、北海道、沖縄県は特例を認めることとしています。
- 効率的な収集運搬によつてはじめて採算性が確保されと考えられるため、区域が分かれているのは好ましくないことから、3 以上の都府県が隣接していることを条件としています。
- 隣接の定義については、効率的な収集運搬という観点から、トラックでの運搬が可能であることを「隣接」としています。具体的には、ア：陸上において隣接するか、イ：トラックでの通行が可能な海上架橋によって結ばれている場合を、「隣接する」と呼ぶ

こととします。

	隣接に該当するもの
ア 陸上において隣接する	省略
イ 海上架橋によって隣接する (アを除く)	千葉県と神奈川県 兵庫県と徳島県 岡山県と香川県 広島県と愛媛県 山口県と福岡県

の基準を満たすことになります。

<北海道及び沖縄県の特例>

- 北海道及び沖縄県については、どの都道府県とも隣接していないことから、特例的に、単独での認定を認めることとします。また、北海道や沖縄県に、施行規則に記載された県を追加した区域であっても、認定を認めることとします。具体的には、以下のパターンが認められます。

- ・北海道
- ・北海道＋青森県
- ・北海道＋青森県＋秋田県
- ・北海道＋青森県＋岩手県
- ・沖縄県
- ・沖縄県＋鹿児島県
- ・沖縄県＋鹿児島県＋熊本県
- ・沖縄県＋鹿児島県＋宮崎県

<公平性の観点からの基準：人口密度の上限値>

- 同じ都道府県数であっても、人口密集地域を対象に収集した方が採算性の観点からは望ましいと言えます。一方で、人口密集地域のみを対象に回収する事業者（Ａ）と過疎地域を含む広域での回収を実施する事業者（Ｂ）とが、人口密集地域において競合することも想定されます。この場合、Ａが人口密集地域のみを対象にいわゆる“いいとこ取り”をすることによって競争優位となった結果、採算性悪化を理由にＢが広域での回収を断念することで空白地域が生まれるという事態も想定されます。
- 上記のような事態への配慮の観点から、都道府県数の下限値に加えて、人口密度の上限値を区域の基準として設定しています。
- 具体的には、都道府県組合せ別の人口密度を参考に、「1平方キロメートル当たり1,000人未満」を人口密度に関する区域の基準とします。

<複数の区域の申請>

- 都道府県数及び人口密度の両方の要件を満たす区域が複数ある場合には、これらの区域が隣接しない場合であっても、基準を満たします。
- 例えば、「青森県＋秋田県＋岩手県」と「福岡県＋佐賀県＋長崎県」で事業を行う場合には、第5条第3号の「三以上の隣接する都府県」2つから構成されており、第5条

(3) 申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の能力の基準

【参照条文】法第 10 条第 3 項第 3 号

申請者及び前項第 6 号に規定する者の能力並びに同項第 7 号に掲げる施設及び同項第 8 号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【参照条文】施行規則第 6 条第 1 号

申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の能力に係る基準

イ 再資源化事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

【補足説明】

<知識及び技能>

- 施行規則第 6 条第 1 号イにおける「知識及び技能を有する」とは、使用済小型電子機器等又はこれに相当する廃棄物の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための技術、能力を有することです。申請者にあつては、収集運搬及び処分についての知識及び技能が、法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者にあつては、その者が行う収集運搬又は処分の別に対応した知識及び技能が求められます。
- 知識及び技能を有することは、廃棄物処理の実績があることや、下記の再資源化事業・廃棄物処理事業に係る知識等を習得する講習会を修了することにより証明することが可能です。下記講習以外の講習を受講する場合は、事前にご相談ください。
 - ① 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する、産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）
 - ※ A 収集・運搬課程、B 処分課程、C 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合がありますので、必要に応じて選択してください。
 - ※ 更新の講習会ではなく、新規の講習会を受講してください。
 - ② 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する、産業廃棄物処理施設技術管理者講習（破碎・リサイクルコース）
 - ※ 処分についての知識及び技能を習得する講習会になりますので、収集・運搬課程については、①の講習会の収集・運搬課程を受講してください。
- なお、使用済小型電子機器等の処分のうち、破碎選別後に得られたミックスメタルの手選別のみを行う場合など、明らかに廃棄物処理に該当しない場合には、上記講習会の受講に代えて、当該処理の実績があることをもって、知識及び技能を有することとします。

<経理的基礎>

- 施行規則第 6 条第 1 項イにおける「経理的基礎を有する」とは、申請者にあつては、以下の基準を満たすことです。
 - イ 直前 3 年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が 1 割以上であること。ただし債務超過の状態でないこと。
 - ロ 直前 3 年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。
 - ハ 直前 3 年間法人税を滞納していないこと。
 - ニ 事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であること。
 - ホ 直前 3 年の実績がない場合には、ニにより判断する。ただし、認定後しばらくの間は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書等を提出すること。また、申請者が個人の場合にあつても、ニにより判断する。
- 法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者にあつては、上記のイ～ハの基準を満たすことです。ただし、イ～ハが満たされない場合であっても、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、申請者の責任で経理的基礎を有することを確認できれば良いこととします。

(4) 法第10条第2項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設の基準

【参照条文】法第10条第3項第3号

申請者及び前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

【参照条文】施行規則第6条

1 (略)

2 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ 使用済小型電子機器等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合にあっては、使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

3 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設に係る基準

イ 第4条第4号イからタまでに掲げる資源の再資源化等その他使用済小型電子機器等の処分に適する施設であること。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第8条第1項又は同法第15条第1項の規定による許可(同法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可)を受けたものであること。

ニ 保管施設を有する場合には、搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 携帯電話端末及びPHS端末並びにパーソナルコンピュータに記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じた施設であること。

【補足説明】

＜基本的な考え方＞

- 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行うための施設は、再資源化事業計画に沿って、使用済小型電子機器等を適正に収集、運搬、処分することができる施設である必要があります。

＜収集、運搬＞

- 使用済小型電子機器等を収集、運搬する施設は、施行規則第6条第2号に掲げるとおり、生活環境に支障を生じることがないような施設でなければなりません。生活環境に支障が生じないよう具体的に講じるべき措置については、廃棄物処理法に基づき自治体が廃棄物処理業者に対して求める措置と同等です。

＜処分＞

- 使用済小型電子機器等を処分する施設は、施行規則第6条第3号イに掲げるとおり、施行規則第4条第4項イからタに掲げる資源の再資源化等その他使用済小型電子機器等の処分に適する施設でなければなりません。中間処理施設における破碎・選別によって、イからタに掲げる資源をそれぞれ分離しなければならないというものではありませんが、破碎・選別によって得られた回収物を非鉄製錬事業者等に引き渡すことにより、イからタに掲げる資源の再資源化等を適正に実施できるようにする必要があります。
- 使用済小型電子機器等を処分する施設は、施行規則第6条第3号ロに掲げるとおり、運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができる施設でなければなりません。
- 施行規則第6条第3号ハに掲げるとおり、廃棄物処理法上の施設設置許可を要する廃棄物処理施設については、都道府県知事の許可を得る必要があります。本制度は、廃棄物処理業の許可を不要とする制度ですが、施設の許可を不要とするものではないので、注意してください。
- 保管施設を有する場合には、施行規則第6条第3号ニに掲げるとおり、保管施設に搬入された使用済小型電子機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散する等、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことのないように必要な措置を講じていなければなりません。生活環境に支障が生じないよう具体的に講じるべき措置については、廃棄物処理法に基づき自治体が廃棄物処理業者に対して求める措置と同等です。
- 使用済小型電子機器等を処分する施設は、施行規則第6条第3号ホに掲げるとおり、携帯電話端末、PHS端末及びパーソナルコンピュータに記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じた施設でなければなりません。個人情報保護対策については、再資源化事業の内容の基準において、「必要な措置」を講じることを求めています。「必要な措置」としては、24時間体制の警備システムや適切な社員教育等、ソフト面での対応も求められますが、個人情報が含まれると思われる部品については、物理的な破壊が必要となることから、ハード面でも対応する必要があり、施設の基準としても個人情報保護対策を求めています。ソフト面、ハード面含め、トータルとしての個人情報保護対策について、再資源化事業の内容の基準への適合性が判断されます。

(5) 欠格要件

【参照条文】法第10条第3項第4号

申請者及び前項第6号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者
- ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 次条第4項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの
- ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号へに該当する者

【補足説明】

- 法第10条第3項第4号ホ及びヘの政令で定める使用人は、申請者又は法第10条第2項第6号に規定する者のそれぞれについて、その使用人で、「本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）」又は「継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの」の代表者であるものです（施行令第2条、第3条）。

2.3 認定の申請

【参照条文】法第10条

（再資源化事業計画の認定）

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第4項第1号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第3号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域
- 五 再資源化事業の内容
- 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 七 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
- 八 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 九 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
- 十 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第1項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前項第4号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。
- 三 申請者及び前項第6号に規定する者の能力並びに同項第7号に掲げる施設及び同項第8号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足

りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

四 申請者及び前項第6号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 次条第4項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ト 廃棄物処理法第14条第5項第2号ヘに該当する者

(1) 申請者

使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする事業者は、再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、当該再資源化事業計画が適当である旨の主務大臣の認定を受けるための申請を行うことができます。また、法人・個人ともに当該申請の対象となります。

なお、申請者である事業者が、当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする場合も当該申請の対象となります。

(2) 申請書及びその添付書類

申請者は、別添の様式により、申請書を作成し、環境大臣及び経済産業大臣宛てに、2部提出するものとします。また、様式等は以下の事項に従ってください。

- ・申請書類は、原則として日本工業規格A列4番をご使用ください。ただし、日本工業規格A列3番を使用した方が見やすい場合には、A列3番の使用も可能です。
- ・登記事項証明書や許可の写し等の添付書類は最新のものを提出してください。
- ・登記事項証明書及び納税証明書については、1部は原本を添付していただく必要がありますが、1部はコピーで構いません。
- ・資料を添付する際は、目次を作成し、資料ごとに見出しをつけ、目次の関連づけを行

ってください。

・二穴ハードファイルに綴じ、背表紙に申請者名を記入してご提出ください。

(3) 申請書等の記載内容及び注意事項等

申請書等の記載内容を以下に示します。以下に示す注意事項に留意の上、申請書等の各欄に記載してください。

【申請書（再資源化事業計画）】

① 申請者

申請者の欄には、申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載します。

② 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名

申請者が法人である場合、役員の氏名の欄には、申請者の役員の氏名を記載します。役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

③ 施行令第2条に規定する使用人があるときは、その者の氏名

施行令第2条に規定する使用人がある場合は、使用人の欄には、その者の氏名を記載します。施行令第2条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、「本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）」又は「継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの」の代表者を指し、具体的には支店長などがこれに該当します。

④ 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の欄には、再資源化事業計画に基づき収集対象とする都道府県名を記載します。区域は市区町村単位ではなく、都道府県単位になります。

⑤ 再資源化事業の内容

再資源化事業の内容については、別紙1「一連の行程図」、別紙2「直接回収の方法」、別紙3「使用済小型電子機器等の管理方法」、別紙4「使用済小型電子機器等の処分方法」、別紙5「個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置」、別紙6「使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法」を作成します。なお、消費者からの直接回収を行わない申請者については、別紙2の作成は不要です。また、使用済小型電子機器等の再使用を行わない場合は、別紙6の作成は不要です。

・別紙1「一連の行程図」

別紙1では、使用済小型電子機器等の引取りから破碎、選別等を行う中間処理施設までの一連の使用済小型電子機器等の流れと委託などの流れを作成します（中間処理施設における具体的な処理工程などについては、別紙4「使用済小型電子機器等の処分方法」に記載します。）。

・別紙2「直接回収の方法」

別紙2では、回収ボックスの設置など、市町村を経由しない消費者からの直接回収の方法を具体的に記載します。なお、消費者からの直接回収を行わない場合には、別紙2の作成は不要です。消費者からの直接回収を行う場合には、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）を遵守してください。

・別紙3「使用済小型電子機器等の管理方法」

別紙3では、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施の状況を把握するための管理方法を具体的に記載します。

管理方法は自由ですが、例えば、電子物流管理システムの活用や産業廃棄物管理票制度に準じた方法の採用等により使用済小型電子機器等の流れを申請者が統括して把握できるようにしてください。このため、別紙3には、使用済小型電子機器等の管理方法が分かるように、管理システムの概要を示す図と具体的な管理方法を解説してください。

電子物流管理システムではなく、管理票等によって使用済小型電子機器等の管理を行う場合は、具体的な管理方法に加えて、管理票等の様式を別紙3に記載してください。

市町村から引渡しを受ける使用済小型電子機器等については、市町村から引渡しを受ける回収拠点の申請は必要ありませんが、申請者が直接消費者から回収するための回収拠点を設ける場合には、回収拠点を申請する必要があります（別紙8「回収拠点及び積替施設一覧表」）。直接消費者から回収することを予定している申請者については、直接回収する場合の管理方法についても、別紙3に記載してください。

なお、委託先が別途本制度の認定事業者である場合や、申請者が別途他の認定事業者から委託を受けている場合にあっては、当該申請に係る使用済小型電子機器等と、別途認定を受けた再資源化事業計画に基づく使用済小型電子機器等のそれぞれについて、上記の管理が可能となるようにすることが必要となります。

・別紙4「使用済小型電子機器等の処分方法」

別紙4では、使用済小型電子機器等に含まれる各素材について、どのように分離し、誰に売却を行うのかを記載してください。

作成に当たっては、小形充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小形シール鉛蓄電池）、蛍光灯、ガスボンベ及びトナーカートリッジ（以下「電池等」という。）、フロン類並びに残渣の処理委託先についても記載し、当該処理

委託先について、処理方法の概要がわかるパンフレット等を添付してください。フロン類が使用されている代表的な品目としては、除湿機があります。

なお、電池等や残渣の処理を委託するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2の委託基準に従い委託契約を結んで処理を委託する必要がある、認定事業者の事業活動に伴い生ずる廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物管理票を交付し、又は同法第12条の5の規定に基づき電子マニフェストを利用する必要があります。

また、作成に当たっては、得られた資源の売却先についても記載します。売却先が海外の場合には、当該売却先について、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を満たしているかの確認を行いますので、その確認に必要な資料の提出が必要となります。具体的な資料は、個別の案件によって異なりますので、事前にご相談ください。

再資源化事業計画において、複数の処分施設を使用する場合、処分施設毎に別紙4を作成・提出してください。

・別紙5「個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置」

別紙5では、個人情報が記録されている使用済小型電子機器等について、当該個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置を具体的に記載します。作成に当たっては、以下の内容について図や文章を用いて記載する必要があります。積替保管を行う場合には、積替施設における個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置についても記載してください。

<収集運搬段階における措置>

- ▶ 社員教育の方法
- ▶ 回収ボックスを設置する場合の盗難防止対策

<処分段階における措置>

- ▶ 保管庫の場所
- ▶ 携帯電話端末、PHS端末及びパーソナルコンピュータを分別管理する方法
- ▶ 盗難を防止するための具体的な対策
- ▶ 個人情報が含まれると思われる部品の取扱い

・別紙6「使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法」

別紙6では、使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法を具体的に記載します。作成に当たっては、以下の内容が記載されている必要があります。なお、再使用を行わない場合には、別紙6の作成は不要です。

- ▶ 再使用する使用済小型電子機器等の種類

1「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」をいいます（行政機関個人情報保護法 第二条第二項、個人情報の保護に関する法律 第二条第一項）

- 当該使用済小型電子機器等が適正に動作することの確認等を行う方法
- 携帯電話端末、PHS 端末又はパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意を得る方法及び個人情報に係るデータを削除する方法
- 古物営業法、薬事法、電波法その他の法令等の遵守の方法

⑥ 再資源化事業を委託するときは、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲並びに委託先の監督方法

再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合は、どの業務について誰と委託契約を締結するのか明らかにしてください。また、委託先の監督方法を記載してください。

⑦ 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別の欄には、収集又は運搬を行う者の数、処分を行う者の数を記載し、具体的な者の氏名又は名称等については、別紙 7「使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者」を作成します。

・別紙 7「使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者」

別紙 7 には、使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者の氏名を、収集運搬及び処分の別ごとに記載します。使用済小型電子機器等を手解体する行為や、資源の高度濃縮を担う行為は、処分に該当するため、このような行為を行う者は、全て処分を行う者として記載する必要があります。

処分を行う者の欄には、処分施設の所在地も記載してください。処分施設が複数ある者については、処分施設の名称ごとに、所在地を記載してください。

⑧ 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設

使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設の欄には、収集又は運搬に用いる車両の種別、回収拠点及び積替施設を記載します。

収集又は運搬に用いる車両については、使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者が収集又は運搬に用いるバックカー車、コンテナ車等収集運搬車両の種別を記載します。(記載にあたっては、収集運搬車両一台毎の記載の必要はありません。)

また、回収拠点及び積替施設については、別紙 8「回収拠点及び積替施設一覧表」を作成します。

・別紙 8「回収拠点及び積替施設一覧表」

別紙 8 には、使用済小型電子機器等の回収拠点及び積替施設の所在地を記載します。回収拠点とは、認定事業者からの依頼を受けて回収ボックスを設置する施設や対面に

て回収を行う店舗等を指します。積替施設とは、使用済小型家電の積替え又は保管を行う施設等を指します。

⑨ 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の欄には、別紙 9「処分施設一覧表」を作成します。

・別紙 9「処分施設一覧表」

別紙 9 には、すべての使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設について、処分を行う施設の所在地、処理内容及び処理能力、保管施設の所在地を記載し、施設の概要がわかるパンフレット等と、処理フロー図、平面図(工場敷地内の建屋配置と、建屋内の設備配置がわかるもの。使用済小型電子機器等の保管場所についても記入してください。)及び付近の見取図を添付してください。使用済小型電子機器等を手解体する行為や、資源の高度濃縮を担う行為は、処分に該当するため、このような行為を行う施設は、全て処分施設として記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の施設設置許可を受けている場合には、その許可番号を記載します。許可が不要な施設については、施設が所在する都道府県等にその理由(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の対象外であるのか、基準以下であるのか等)を必ず確認した上で、「許可不要」と記載します。

⑩ 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容

使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の欄には、別紙 10「研究開発の内容」を作成します。なお、研究開発を行わない場合は、別紙 10 の作成は不要です。

・別紙 10「研究開発の内容」

別紙 10 には、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発について、研究開発を行う者の名称、研究開発の名称、研究開発実施期間、研究開発の実施場所、研究開発の内容を記載します。

⑪ 再資源化事業において認定後一年間に処理される見込みの数量

再資源化事業において認定後一年間に処理される見込みの数量の欄には、当該申請に係る再資源化事業において認定後一年間に処理される見込みの使用済小型電子機器等の数量を記載します。この数量は、処理施設の処理能力が十分か等を判断する際の参考となりますが、処理能力の検討にあたっては、法第 12 条に基づく認定事業者の引取義務として、人口規模の大きな自治体から引取りを求められた場合には、その処理を円滑に行うことが求められることに留意してください。

⑫ 生活環境に係る被害を防止するための措置

生活環境に係る被害を防止するための措置の欄については、別紙 11「生活環境に係る被害を防止するための措置について」を作成します。

・別紙 11「生活環境に係る被害を防止するための措置について」

別紙 11 は、申請者が、当該制度の総括責任者として適切な措置を講じる旨を誓約するためのものです。

【添付書類】

A) 定款及び登記事項証明書

申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書を添付します。申請者が個人である場合には、添付する必要はありません。

B) 住民票の写し

申請者が個人である場合には、住民票の写しを添付します。

C) 収集を行おうとする区域の人口密度の算定の合理的な根拠

当該申請に係る収集を行おうとする区域における人口密度の算定が合理的であることの根拠を示した書類を作成し、添付します。

D) 申請者が知識及び技能を有することを証する書類

申請者について、廃棄物処理業許可証等、当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを合理的に示す書類を添付します。

または、再資源化事業・廃棄物処理事業に係る知識等を習得する講習会を修了することにより証明することも可能です。講習会は、5 年以内に受講したものである必要があります。その場合には、講習会の修了証を添付してください。受講すべき講習については、「2. 2 認定の基準（3）申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の能力の基準」の項目をご覧ください。

E) 委託先事業者が知識及び技能を有することを証する書類

委託先事業者が当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを申請者が確認したことを示す書類として、委託先事業者が、廃棄物処理の実績があることや、下記の団体が開催する再資源化事業・廃棄物処理事業に係る知識等を習得する講習会を修了していることを示す書類を作成し、添付します。講習会は、5 年以内に受講したものである必要があります。受講すべき講習については、「2. 2 認定の基準（3）申請者及び法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の能力の基準」の項目をご覧ください。

F) 申請者が経理的基礎を有することを証する書類

申請者について、当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類として、法人である場合には、以下の書類を提出します。

イ 直前 3 年の貸借対照表

ロ 直前 3 年の損益計算書

ハ 直前 3 年の株主資本等変動計算書

ニ 直前 3 年の個別注記表

ホ 直前 3 年の法人税の納税証明書（その 1）

ヘ 必要資金・資金調達方法を記した書類及び預金残高証明書、融資証明書等、事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であることを証明できる書類

ト 直前 3 年の実績がない場合には、イ～ホについては実績がある範囲で提出し、経理的基礎については、主にヘで判断することになります。ただし、その場合には、認定後しばらくの間は、イ～ホを提出する必要があります。

個人の場合には、必要資金・資金調達方法を記した書類及び預金残高証明書、融資証明書等、事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であることを証明できる書類が必要になります。

事業の開始及び継続に必要な資金について、現在既に廃棄物処理業を営んでおり、既存の設備等を活用するため新たな資金を必要としない申請者については、新たな資金を必要としない旨を記載した書類を提出してください。

G) 委託先事業者が経理的基礎を有することを証する書類（保証書）

委託先事業者が当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が確認したことを示す書類として、保証書を作成し、添付します。

H) 申請者が欠格要件に該当しないことを証する書類（誓約書）

申請者が法 10 条第 3 項第 4 号に定める要件のいずれにも該当しない旨を誓約する書類として、誓約書を作成し、添付します。なお、申請者が一般廃棄物処理業許可・産業廃棄物処理業許可のいずれも有していない場合には、申請者の役員（施行令第 2 条に規定する使用人があるときは、使用人を含む。）の住民票（本籍地の記載のあるもの）を提出してください。

I) 委託先事業者が欠格要件に該当しないことを証する書類（保証書）

委託先事業者が法 10 条第 3 項第 4 号に定める要件のいずれにも該当しない旨を申請者が保証する書類を作成し、添付します。

J) 収集運搬施設が基準に適合することを証する書類（誓約書）

当該申請に係る収集又は運搬の用に供する施設（積替施設を含む。）が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして、施行規則第6条第2号イ及びロに定める基準に適合する旨を誓約する書類として、誓約書を作成し、添付します。

K) 当該処理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可証の写し

本制度は廃棄物処理業の許可を不要とする制度ですが、施設の設置許可を不要とするものではありません。そのため、認定の範囲内において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の施設の許可を要する廃棄物処理施設がある場合は、許可を受けた施設であることを示す書類として、都道府県知事等が発行する許可証の写しを添付します。

廃棄物処理施設の設置の許可には、一般廃棄物と産業廃棄物の区分があり、市町村などから使用済小型家電を引き取る場合は一般廃棄物になるため、産業廃棄物処理施設の設置許可のみを取得している事業者は、別途一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。届出により、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物の処理に供することが可能となる場合がありますが、必ず自治体にお問い合わせください。

L) 処分施設が基準に適合することを証する書類（誓約書）

当該申請に係る処分の用に供する施設（保管施設を含む。）が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして、施行規則第6条第3号イ、ロ、ニ及びホに定める基準に適合する旨を誓約する書類として、誓約書を作成し、添付します。

M) 再使用を行う場合において他法令に基づく許可等を受けていることを証する書類

当該申請に係る事業において、再使用を行う場合、古物営業法、薬事法、電波法等の規制対象となる場合は、他の法令に基づく許可等を受けていることを証する書類を添付します。

N) 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックをそれぞれ高度に分別して回収することが可能であることを証する書類

当該申請に係る処理により高度に分別して回収した回収物が、確実に高度に分別されることを示す書類として、使用済小型電子機器等の処分を行う者と、回収物の引渡先との売買基本合意契約書若しくは引渡実績等の書類を作成し、添付します。具体的には、以下のa)、b) いずれかの書類を作成し、添付してください。

a) 当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者に係る、以下の取引実績を証明する書類（直前1年以内のものに限る。）

- ・ 鉄系産物について、電気炉等の製鉄事業者に売却した実績
- ・ アルミニウム系産物について、アルミニウム精錬事業者に売却した実績
- ・ 非鉄金属系産物（基板等）について、非鉄製錬事業者に売却した実績
- ・ プラスチックについて、再資源化又は熱回収を行う事業者に引き渡した実績（売

却か処理委託かは問わない。）

上記の取引実績を証明する書類は、申請者についてではなく、使用済小型電子機器等の処分を行う者と、再資源化等を行う者との間での実績を証明するものである必要があります。商社等を介して回収物の再資源化等を行う場合は、商社等との取引実績を証明する書類ではなく、最終的に回収物の再資源化等を行う者との取引実績を証明する書類を添付してください。

b) 直前1年以内の取引実績がない場合には、当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分を行う者と、製鉄事業者・アルミニウム精錬事業者・非鉄製錬事業者との間における、破碎、選別その他の方法により得られた物を売買する旨の同意があったことを証する書類及びプラスチックの再資源化又は熱回収を行う事業者との間における取引する旨の同意があったことを証する書類

2.4 その他（認定証、事務代行、登録税）

（1）認定証の交付

申請者は、認定が行われたときは、次に掲げる事項を記載した認定証の交付を受けることとなります。（施行規則第7条）

- ① 認定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 使用済小型電子機器等の収集を行う区域
- ④ 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地
- ⑤ 法第10条第2項第6号に規定する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

（2）事務の代行

申請に係る事務手続きについては、行政書士等にその事務の代行を依頼することができますが、申請の内容の確認については、専門的な内容まで及びます。申請者には当該申請に係る一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていることや処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること等が求められますので、環境省又は経済産業省との事前相談の打合せ等には、申請者の主体的な参加が必要となります。

（3）登録免許税の支払方法、領収書の添付

本制度は登録免許税の課税対象となり、認定1件当たり15万円を納付する必要があります。登録免許税の支払いは、環境省本省及び経済産業省本省の区域の管轄が趣町税務署のため、趣町税務署宛の納付となります。趣町税務署で直接納付する以外は、各税務署で趣町税務署宛の納付書入手し、指定の金融機関で必要書類を納付してください。

申請者は、登録免許税を支払った際の領収証書の原本を申請書類とともに提出する必要があります。支払の時期は、環境省又は経済産業省から事前確認終了後、納付の指示を受けた

後としてください。

納付に当たっては、金額が3万円を超えることから現金納付に限られ、印紙納付はできません。また、申請書類に不備がある場合は、登録免許税の支払いを済ませていても申請書類は受理できませんので併せてご注意ください。

※登録免許税法（昭和46年法律第35号）第21条

登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

3. 再資源化事業計画の変更の認定の申請

【参照条文】法第11条

前条第3項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定事業者は、前条第2項第1号から第3号まで、第9号又は第10号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4・5 （略）

【参照条文】施行規則第9条

法第11条第1項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第2条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 認定の年月日及び認定番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更後の処理の開始予定年月日

3.1 変更の認定に係る該当事案

認定事業者は、収集区域、再資源化事業の内容、収集・運搬・処分を行う者又は施設を変更しようとするときは、後述する4.1に掲げる軽微な変更の届出に該当する場合を除き、主務大臣の変更の認定を受けなければなりません。

3.2 変更の認定の申請

申請先は、新規申請と同じく環境省又は経済産業省の担当窓口となります。

変更認定の申請書及び添付書類は次を参考に作成してください。

(1) 再資源化事業計画の変更の申請書及び添付書類

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ② 認定年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

※ 当該変更が施行規則第2条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければなりません。

(2) 申請書の様式及び注意事項等

○変更申請書

変更申請に伴い、変更される資料の変更前のものと変更後のものも添付してください。
新しい認定証が交付された場合、以前受けていた認定証は必ずご返却ください。

4. 再資源化事業計画の軽微な変更の届出等

4.1 軽微な変更の届出に係る該当事案

認定事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければなりません。(施行規則第10条)

- ① 法第10条第2項第6号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの
 - ・ 氏名又は名称の変更
 - ・ 使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- ② 法第10条第2項第7号に掲げる施設の変更
- ③ 法第10条第2項第8号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないものとは、例えば、これまで収集運搬をA運送会社に委託していた認定事業者が、委託先をB運送会社に変更する場合が該当します。これまで自ら収集運搬を行っていた認定事業者が、新たに収集運搬をC運送会社に委託することとしたときは、変更認定の申請が必要になります。

4.2 軽微な変更の届出

(1) 軽微な変更の届出書及び添付書類

軽微な変更の届出は、その実施の日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとします。この場合において、当該変更が施行規則第2条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類（例えば、収集運搬を委託する業者をA運送会社からB運送会社に変更するときは、B運送会社が欠格要件に該当しない旨を認定事業者が保証する書類）を添付しなければなりません。(施行規則第11条)

届出先は、新規申請、変更申請と同じく環境省又は経済産業省の担当窓口となります。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更後の処理の開始予定年月日

(2) 届出書の様式及び注意事項等

○変更届出書

変更届出に伴い、変更される資料の変更前のものと変更後のものも添付してください。
新しい認定証が交付された場合、以前受けていた認定証は必ずご返却ください。

4.3 氏名等の変更の届出

認定事業者は、①申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏

名、②申請者の役員及び使用人の氏名、③使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発、④認定後一年間の処理見込み量、⑤処理基準に適合しない処理が行われた場合の被害防止措置、⑥法第 10 条第 2 項第 6 号に規定する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名、を変更したときは、主務大臣に変更の届出を行わなければなりません。(法第 11 条第 3 項)

(1) 氏名等の変更の届出書及び添付書類

氏名等の変更の届出は、当該変更の日から 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとします。この場合において、当該変更が施行規則第 2 条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類（例えば、収集運搬を委託している A 運送会社の代表者が X から Y に変更になったときは、新しい代表者である Y が欠格要件に該当しない旨を認定事業者が保証する書類）を添付しなければなりません。(施行規則第 12 条)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更の年月日

(2) 届出書の様式及び注意事項等

○変更届出書

変更届出に伴い、変更される資料の変更前のものと変更後のものも添付してください。
新しい認定証が交付された場合、以前受けていた認定証は必ずご返却ください。

5. 再資源化事業計画の認定の取り消し

5.1 認定の取り消し

【参照条文】法第 11 条

1～3 (略)

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 3 項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定事業者（前条第 3 項の認定に係る再資源化事業計画（第 1 項の規定による変更又は前 2 項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に記載された同条第 2 項第 6 号に規定する者を含む。以下「認定事業者等」という。）が、認定計画に従って再資源化事業を実施していないとき。
- 二 認定事業者が、認定計画に記載された前条第 2 項第 6 号に規定する者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき。
- 三 認定事業者等の能力又は前条第 2 項第 7 号に掲げる施設若しくは同項第 8 号に規定する施設が、同条第 3 項第 3 号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 四 認定事業者等が前条第 3 項第 4 号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5 (略)

主務大臣は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができます。

- ① 認定事業者等が、認定計画に従って再資源化事業を実施していないとき
- ② 認定事業者が、認定計画に記載された者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき
- ③ 認定事業者等の能力又は施設が認定基準に適合しなくなったとき
- ④ 認定事業者等が欠格要件（廃棄物処理法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者であること等）に該当するに至ったとき

5.2 その他

認定を取り消されてから 5 年間は、法第 10 条第 3 項第 4 号に基づき、新たな認定を受けることができません。

6. 再資源化事業の廃止の届出

認定事業者は、当該認定に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければなりません。(施行規則第13条)

再資源化事業の廃止を届け出た場合、認定を取り消される場合があります。なお、認定を取り消されてから5年間は、法第10条第3項第4号に基づき、新たな認定を受けることができませんので、再資源化事業の廃止の届出を行う際には、この点に十分留意してください。

○廃止届出書

再資源化事業を廃止したときは、速やかに、届出書を主務大臣にご提出ください。
また、届出書には当該認定に係る認定証を添付してください。

7. 報告書の提出

7.1 報告書の内容

認定事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければなりません。処理の実績がない場合には、その理由について説明いただく場合があります。(施行規則第15条)

使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況の報告書の様式は報告書を参照してください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 認定の年月日及び認定番号
- ③ 次に掲げる数量又は重量
 - a) 当該一年間に引き取った使用済小型電子機器等の数量
 - b) 当該一年間に引き取った携帯電話端末及びP H S 端末並びにパーソナルコンピュータの数量
 - c) 当該一年間に回収した密閉形蓄電池等の数量及びフロン類の重量
 - d) 当該一年間に使用済小型電子機器等の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量
 - e) 使用済小型電子機器等の再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量

a)、b)、c)の密閉形蓄電池等及び e)については、「数量」での報告を求めることとしていますが、これは「数」又は「量」での報告という意味であり、台数又は重量のいずれかで報告をしていただくことになります。a)、b)、c)については重量での報告、e)については台数での報告が行われるのが一般的になります。e)のフロン類、 d)については台数での報告は不可能ですので、必ず重量でご報告ください。

7.2 その他

7.1に基づく報告書の内容の全部若しくは一部は、本法の施行状況等を国民等に説明する観点から公開されることとなります。

8. 認定後に適用を受ける規定

8.1 表示

認定事業者及び法第10条第2項第6号に規定する者は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとします。(施行規則第8条第1項)

なお、表示方法は任意ですが、運搬車の外から見やすいように表示してください。(本制度における表示義務については、文字の大きさに指定はありません。2)

- 1 当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 2 認定番号
- 3 当該収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

なお、認定事業者は、次に掲げる小型家電認定事業者マークを使用することができます。当該マークを使用することで、施行規則第8条第1項第1号及び第2号を満たすことができます。詳細はマークの使用規定及び利用マニュアルをご確認ください。



小型家電認定事業者マーク

8.2 備え付け

認定事業者及び法第10条第2項第6号に規定する者は、運搬車を用いて当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる

2 認定事業者及び委託先については、施行規則第8条第1項の規定により、車両表示を行うこととされていますが、産業廃棄物である小型家電を運搬する場合には、別途、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理基準として、車両表示の義務がかかります。具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第7条の2の2の規定に基づき、車両表示を行う必要がありますが、同条第1号における「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示については、施行規則第8条第1号における「当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示があれば足りることとされています。その他文字の大きさ等については、同条の規定を遵守してください。小型家電認定事業者マークを活用して車両表示を行う場合には、「小型家電」については140ポイント以上、「大臣認定第〇〇〇〇〇号」については90ポイント以上となるように表示してください。

場合に限る。)を備え付けるものとします。(施行規則第8条第2項)

- 1 当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者である旨
- 2 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

「当該収集又は運搬を行う者が認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者である旨」とは、認定証の鑑及び自らが当該認定計画に記載された法第10条第2項第6号に規定する者である旨を示すことができる認定証の別紙の該当部分のことを指します。これらの写しを書面で携帯するか、PDFにして携帯電話に保存すること等により、求められた場合には表示できるようにしておく必要があります。

8.3 引き取り義務

認定事業者は、再資源化事業計画に記載した収集の区域内の市町村から引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、使用済小型電子機器等を引き取らなければならないと義務づけられています。

【参照条文】法第12条

認定事業者は、第10条第2項第4号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

法第12条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりです。

【参照条文】施行規則第14条

法第12条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする

- 1 天災その他やむを得ない事由により使用済小型電子機器等の引取りが困難であること。
- 2 当該使用済小型電子機器等の引取りにより当該認定事業者等が行う使用済小型電子機器等の適正な保管に支障が生じること。
- 3 当該使用済小型電子機器等の引取りの条件が使用済小型電子機器等に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。
- 4 当該使用済小型電子機器等の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

詳細については、「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン」をご参照ください。

正当な理由なく引取りを拒んだ場合、認定を取り消される場合があります。なお、認定を取り消されてから5年間は、法第10条第3項第4号に基づき、新たな認定を受けることができませんので、この点に十分留意してください。

8.4 報告徴収、立入検査について

認定事業者及び法第10条第2項第6号に規定する者は、7. 報告書の提出に加えて、随時、国による報告徴収（法第16条）、立入検査（法第17条）を受けることがあります。

8.5 廃棄物処理法について

認定事業者及び法第10条第2項第6号に規定する者は、法第13条の規定により、下表の（1）に掲げる廃棄物処理法の規定が、許可業者とみなされることにより適用されます。これにより、一般廃棄物処理基準や産業廃棄物処理基準を遵守すること、認定事業者の場合は帳簿を備え付けること、認定事業者から使用済小型電子機器等の処理の委託を受けた法第10条第2項第6号に規定する者は、さらにその処理を他人に委託してはならないこと、などが求められ、改善命令や措置命令の対象にもなります。

また、法第13条の規定によりみなし適用をせずとも、下表の（2）に掲げる廃棄物処理法の規定は、当然に適用されます。これにより、産業廃棄物管理票の規定は適用されますので、認定事業者が産業廃棄物である使用済小型電子機器等の処理を行う場合には、産業廃棄物管理票の交付または電子マニフェストの使用を行って下さい。

なお、産業廃棄物である使用済小型電子機器等の処理を法第10条第2項第6号に規定する者に委託する場合には、下表の廃棄物処理法の規定の他、施行令第4条の規定、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第4条に規定する委託の基準に関する省令の規定が適用されますので、ご注意ください。

（1）法第13条において許可業者とみなすことにより適用される規定

	認定事業者	その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者
第6条の2第6項 (排出事業者の委託先を許可業者に限定)	○	○
第7条第12項 (処理の手数料の上限)	×	×
第7条第13項 (一般廃棄物処理基準遵守)	○	○
第7条第14項 (再委託禁止)	×	○
第7条第15項及び第16項 (帳簿の記載及び保存)	○	×
第7条の5 (名義貸しの禁止)	○	○
第12条第5項 (排出事業者の委託先を許可業者に限定)	○	○
第12条の4第1項 (架空マニフェスト交付禁止)	○	○
第14条第12項 (産業廃棄物処理基準遵守)	○	○
第14条第13項及び第14項 (処理困難通知及び保存)	○	○
第14条第15項 (処理の受託先を許可業者に限定)	○	○
第14条第16項 (再委託禁止)	×	○
第14条第17項 (帳簿の記載及び保存)	○	×
第14条の3の3 (名義貸しの禁止)	○	○
第19条の3 (改善命令)	○	○
第19条の4 (一般廃棄物に関する措置命令)	○	△
第19条の5 (産業廃棄物に関する措置命令)	△	△

凡例 ○⇒適用される／△⇒許可業者とみなさなくても適用される／×⇒適用されない

(2) みなし適用をしなくても当然に適用される規定

	認定事業者	その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者
「運搬受託者」、「処分受託者」として適用される規定		
第12条の3第3項から第5項 (産業廃棄物管理票の送付及び回付)	△	△
第12条の3第9項及び第10項 (産業廃棄物管理票の保存)	△	△
第12条の4第2項から第4項 (虚偽の管理票の交付等の禁止)	△	△
第12条の5第2項及び第3項及び第5項 (電子情報処理組織の使用)	△	△
第12条の6第1項から第3項 (勧告及び命令)	△	△
「何人も」として適用される規定		
第16条 (投棄禁止)	△	△
第16条の2 (焼却禁止)	△	△
第16条の3 (指定有害廃棄物の処理の禁止)	△	△
「一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者」として適用される規定		
第18条第1項 (報告の徴収)	△	△
第19条第1項 (立入検査)	△	△

凡例 ○⇒適用される／△⇒許可業者とみなさなくても適用される／×⇒適用されない

9. その他

9.1 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

本法により、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）第16条第1項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「振興財団」という。）は、同法17条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができます。

- ① 認定事業者等が認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- ② 認定事業者等が認定計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- ③ ①、②に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

9.2 財政投融资

新たな設備投資を検討されている事業者の方は、政策金融機関である日本政策金融公庫の融資の対象となる可能性がありますので、融資を希望される場合は同公庫の窓口へご相談ください。

○日本政策金融公庫ウェブサイト

<http://www.jfc.go.jp/>

9.3 その他

「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン」では、市町村と認定事業者の間で結ばれる契約について、契約までの準備、契約に記載すべき事項等を整理しています。市町村と契約を締結する際の参考としてください。

申請書・別紙一覧

- ・ 申請書【記載例】
- ・ 別紙1 一連の行程図【記載例】
- ・ 別紙2 直接回収の方法【記載例】
- ・ 別紙3 使用済小型電子機器等の管理方法【記載例】
- ・ 別紙4 使用済小型電子機器等の処分方法【記載例】
- ・ 別紙5 個人情報の漏えいの防止のために講ずる措置【記載例】
- ・ 別紙6 使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法【記載例】
- ・ 別紙7 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者【記載例】
- ・ 別紙8 回収拠点及び積替施設一覧表【記載例】
- ・ 別紙9 処分施設一覧表【記載例】
- ・ 別紙10 研究開発の内容【記載例】
- ・ 別紙11 生活環境に係る被害を防止するための措置について【記載例】

添付資料一覧

- A) 定款及び登記事項証明書
- B) 住民票の写し
- C) 収集を行おうとする区域の人口密度の算定の合理的な根拠
- D) 申請者が知識及び技能を有することを証する書類
- E) 委託先事業者が知識及び技能を有することを証する書類【記載例】
- F) 申請者が経理的基礎を有することを証する書類
- G) 委託先事業者が経理的基礎を有することを証する書類（保証書）【記載例】
- H) 申請者が欠格要件に該当しないことを証する書類（誓約書）【記載例】
- I) 委託先事業者が欠格要件に該当しないことを証する書類（保証書）【記載例】
- J) 収集運搬施設が基準に適合することを証する書類（誓約書）【記載例】
- K) 当該処理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可証の写し
- L) 処分施設が基準に適合することを証する書類（誓約書）【記載例】
- M) 再使用を行う場合において他法令に基づく許可等を受けていることを証する書類
- N) 破碎、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックをそれぞれ高度に分別して回収することが可能であることを証する書類

変更申請書等

- ・ 変更申請書【様式】
- ・ 変更届出書【様式】
- ・ 廃止届出書【様式】

報告書

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況の報告書【記載例】

その他

- ・ マーク使用届出書【様式】